別表(第4条関係) 小鹿野町農地活用事業補助金補助対象事業区分及び補助対象経費

事業区分	事業種別	内容	補助対象経費	補助率等
再活用事業	農地再生	緑肥作物、景観作物の栽培によ	栽培に必要な種苗に要する費用、耕起・維	10分の8以内(1,00
		る農地再生	持管理に使用する機械等の燃料費、その他	0円未満の端数が生じた
	既存農作物拡大	次の農作物作付による既存農作	町長が特に必要と認める経費	場合は、その端数を切り捨
		物拡大。ただし、同一圃場への		てた額)とし、上限5万円
		同一農作物の補植は除く。		
		1 柿		
		(1) 蜂屋		
		(2) 平核無		
		2 かぼす		
		(1) 大分 1 号		
		(2)祖母の香		
		(3) 香美の川		
提案事業	新規農作物導入	販売を目的に行う新規農作物導	栽培に必要な種苗に要する費用、肥料や農	10分の6以内(1,00
		入。ただし、再活用事業に掲げ	薬等の消耗品費、耕起・維持管理に使用す	0円未満の端数が生じた
		る農作物は除く。	る機械等の燃料費、耕耘機械のリース料、	場合は、その端数を切り捨

有機農業参入	販売を目的に行う有機農業への	農地の賃借料、耕起・刈り払い・抜根・収	てた額)とし、上限50万
	参入及び転換	穫等の作業の委託に要する経費、土壌改良	円
ソーラー	営農型太陽光発電設備下での農	資材に要する費用、その他町長が特に必要	
シェアリング	作物作付	と認める経費	